

新潟県条例第2号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前				
(納入方法)					(納入方法)				
第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、別表第6号の表1の項から7の2の項まで及び第8号の表に掲げる手数料については、この限りではない。					第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、別表第6号の表1の項から7の項まで及び第8号の表に掲げる手数料については、この限りではない。				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
(1)～(4)の2 (略)					(1)～(4)の2 (略)				
(5) 農林水産部関係					(5) 農林水産部関係				
	対象となる 事務	名称	区 分	金 額		対象となる 事務	名称	区 分	金 額
(略)					(略)				
8	家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）第3条第1項第3号の規定に基づく牛の人工授精の実施に関する事務	牛受精卵移植手数料	(1) 過剩排卵処置	1件につき <u>10,300円</u>	8	家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）第3条第1項第3号の規定に基づく牛の人工授精の実施に関する事務	牛受精卵移植手数料	(1) 過剩排卵処置	1件につき <u>10,200円</u>
			(2) 受精卵の採取	1件につき <u>11,300円</u>				(2) 受精卵の採取	1件につき <u>11,200円</u>
			(略)						(略)
(略)					(略)				
15	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのもの	家畜検査手数料	(略)		15	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのもの	家畜検査手数料	(略)	
			(8) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）検査	1件につき <u>70円</u>				(8) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）検査	1件につき <u>50円</u>
			(略)						(略)

	に限る。)			
(略)				
(6) 土木部関係				
	対象となる 事務	名称	区 分	金 額
(略)				
7	(略)	(略)		(略)
7	所有者不明 の土地の利用 の円滑化等 に関する特 別措置法 (平成30年 法律第49 号)第10条 第1項、第 19条第1 項、第27条 第1項又は 第37条第1 項の規定に よる裁定の 申請に対す る審査	所有 者不 明土 地の 利用 の円 滑化 等に 関す る特 別措 置法 の規 定に よる 裁定 申請 手数 料	(1) 損 失の 補償 金の 見積 額が 10万 円以 下の 場合	1件につき 27,000円
2			(2) 損 失の 補償 金の 見積 額が 10万 円を 超え 100 万円 以下 の場 合	1件につ き、27,000 円に損失の 補償金の見 積額の10万 円を超える 部分が5万 円に達する ごとに 2,700円を 加えた額
			(3) 損 失の 補償 金の 見積 額が 100 万円 を超 え 500 万円 以下 の場 合	1件につ き、75,600 円に損失の 補償金の見 積額の100 万円を超え る部分が10 万円に達す るごとに 3,400円を 加えた額
			(4) 損 失の 補償 金の	1件につ き、211,600 円に損失の 補償金の見

	に限る。)			
(略)				
(6) 土木部関係				
	対象となる 事務	名称	区 分	金 額
(略)				
7	(略)	(略)		(略)

		見積額が500万円を超え2,000万円以下の場合	積額の500万円を超える部分が100万円に達するごとに3,500円を加えた額						
		(5) 損失の補償金の見積額が2,000万円を超え1億円以下の場合	1件につき、264,100円に損失の補償金の見積額の2,000万円を超える部分が400万円に達するごとに4,800円を加えた額						
		(6) 損失の補償金の見積額が1億円を超える場合	1件につき360,100円						
(略)				(略)					
(6)の2～(9) (略)				(6)の2～(9) (略)					

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第5号の表15の項の改正 平成31年4月1日
- (2) 第5条及び別表第6号の表の改正 平成31年6月1日
- (3) 別表第5号の表8の項の改正 平成31年10月1日